

いばらき

雇用ニュース

第364号

8

2012



「長浜海岸（北茨城市）」いばらきフォトダウンロード

ハローワークでは新規高卒者求人受付中！

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢について.....	2
障害者就職面接会（平成24年度・前期）の開催について.....	3
新しい在留管理制度がスタートしました.....	4～5
公正な採用選考のために.....	6
労働者派遣法改正法説明会の開催について.....	7
茨城県雇用関係主要指標.....	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 0.83 「雇用情勢は、緩やかな改善の動きがみられるものの、依然として厳しい状況にある」

— 有効求人人数(原数値)は 26 か月連続の増加 —

1 概況

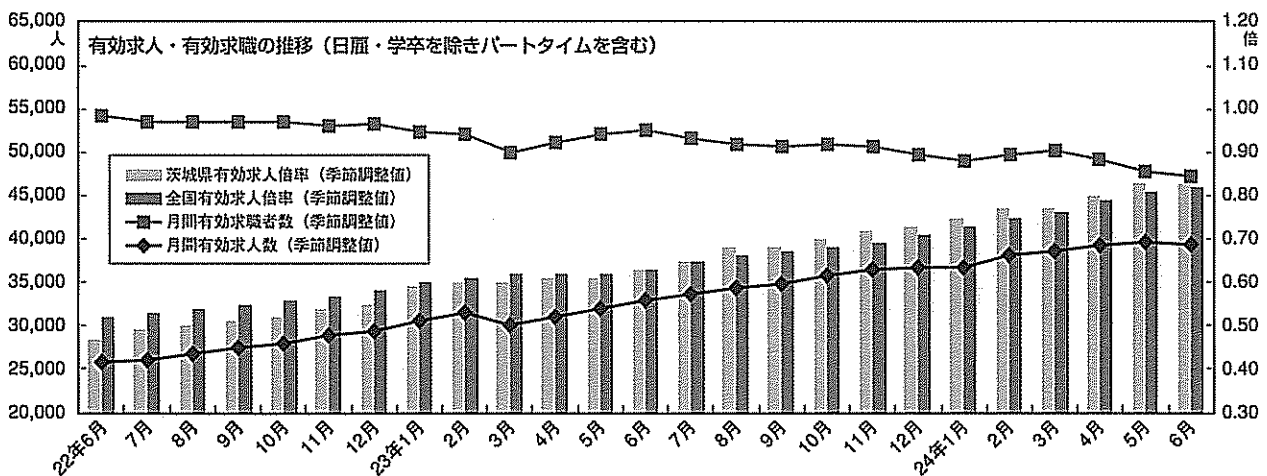
6月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は13,085人で前年同月に比較して8.7%増と28か月連続して増加となりました。雇用形態別では、一般常用は同9.6%の増加となり、パートタイムは同7.2%の増加となりました。

新規求職者数は11,581人で前年同月比12.3%の減少となりました。雇用形態別では、一般は同10.2%の減少となり、パートタイムは同17.1%の減少となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者(34歳以下)は減少し、高年齢求職者(60歳以上)も減少となりました。

有効求人人数(原数値)は37,143人で、前年同月比で19.4%増と26か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数(原数値)は50,250人で同10.3%減と26か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.83倍(季節調整値)と前月と同率となりました。なお、原数値は0.74倍と前年同月を0.18ポイント上回りました。



平成23年12月以前の数値は新季節指数により改訂されています。

2 新規求人の動き

新規求人数は13,085人となり、前年同月と比較すると8.7%増加となりました。

産業別にみると、サービス業(前年同月比40.3%増)、学術研究・専門・技術サービス業(同35.4%増)、運輸業、郵便業(同32.7%増)、宿泊業、飲食サービス業(同26.3%増)、医療・福祉(同24.4%増)、建設業(同11.4%増)などで増加しましたが、情報通信業(同20.4%減)、製造業(同14.5%減)などで減少しました。

規模別で見ると29人以下(前年同月比16.0%増)、30～99人(同18.1%増)では増加しましたが、100～299人(同18.9%減)、300～499人(同2.5%減)、500人以上(同66.0%減)では減少となりました。

雇用形態別では、一般常用求人は前年同月と比較すると9.6%増と28か月連続で増加し、パートタイム求人も同7.2%増となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は11,581人となり、前年同月比で12.3%減と3か月連続の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般求職者は71.3%(前年同月69.7%)と1.6ポイント上回り、数では前年同月比で10.2%減と3か月連続の減少となりました。一方、パートタイム求職者は、割合で28.7%(前年同月30.3%)と1.6ポイント下回り、数では同17.1%減と3か月連続の減少となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は40.2%となり、前年同月(40.6%)を0.4ポイント下回りました。若年求職者数では前年同月比で13.2%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は12.3%となり、前年同月(12.1%)を0.2ポイント上回り、高年齢求職者数では前年同月比で11.1%の減少となりました。

4 失業の動き

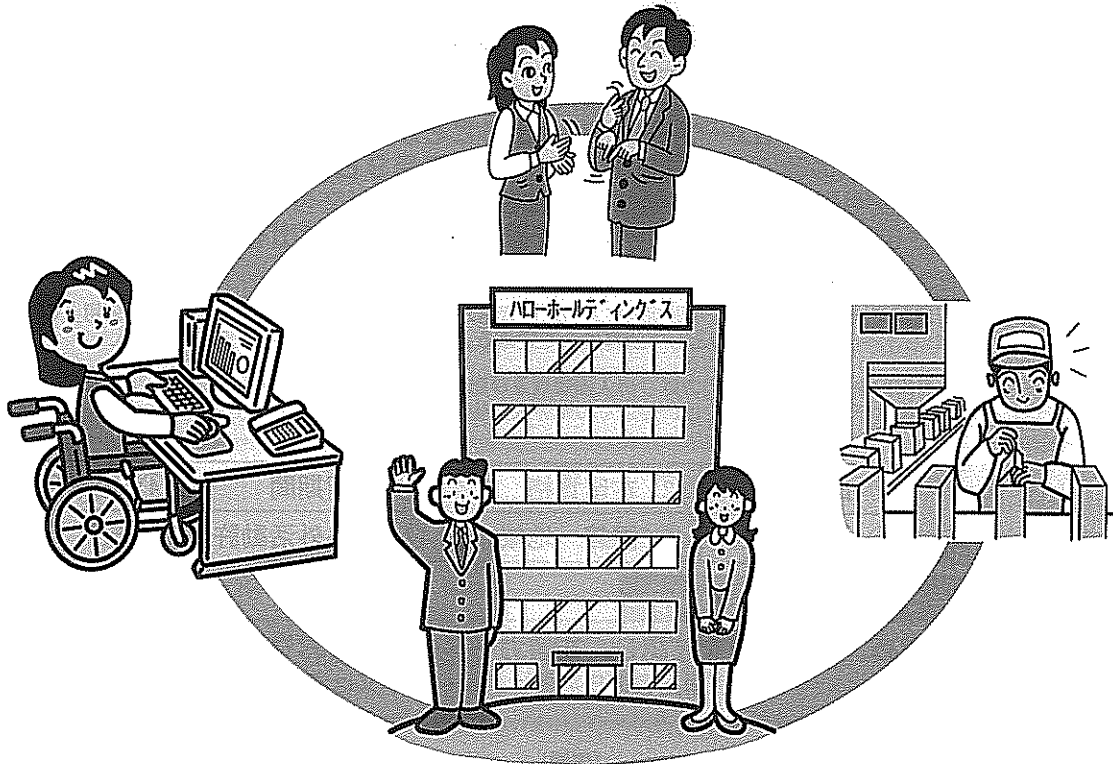
失業の動きを雇用保険業務で見ると、受給資格決定件数は2,435件で、前年同月と比較し22.7%減と4か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は21.0%と、前年同月(23.9%)を2.9ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は11,241人と、前年同月比で17.2%減と13か月連続の減少となりました。

雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は522人で、資格喪失者の割合では6.0%(前年同月8.5%)となり、事業主都合離職者数では前年同月比27.7%減と3か月連続で減少となりました。

障害のある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す「ノーマライゼーション（完全参加と平等）」に沿った社会を実現するため、障害者の雇用促進を目的とした就職面接会を開催します。是非、この機会に障害者の採用をご検討いただき、面接会への参加、求人の申し込みをお願いします。

平成24年度前期障害者就職面接会 ～ひとつの理解が大きな希望へ～



◆◆◆ 求人・求職募集中 ◆◆◆

詳しくは、お近くのハローワークまでお問い合わせ下さい。

水戸会場

- 9月20日（木）
- ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間：13:00～15:30

筑西会場

- 9月28日（金）
- 結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1
- 開催時間：13:00～15:30

鹿嶋会場

- 10月4日（木）
- 鹿島セントラルホテル
神栖市大野原4-7-11
- 開催時間：13:00～15:30

日立会場

- 10月5日（金）
- 国民宿舎「鶴の岬」
日立市十王町伊籬640
- 開催時間：13:00～15:30

土浦会場

- 10月11日（木）
- ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1
- 開催時間：13:00～15:30

【主催】 ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

※各会場とも受付は12:30からとなります。

(事業主の方へ)

7月9日から新しい在留管理制度がスタート！

外国人労働者の雇入れ・離職の際は、 在留カードを確認し、ハローワークへ届け出てください

すべての事業主は、雇用対策法に基づき、外国人の雇入れと離職の際に、その氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。出入国管理及び難民認定法の改正などにより、2012年7月9日から、中長期在留者※1には、これまでの外国人登録証明書に代わって新しく「在留カード」が交付されます。外国人労働者を雇用する事業主の皆さまは、以後「在留カード」を確認し確実に届け出を行ってください※2。

※1 中長期在留者とは、以下のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
- ④ これら①～③に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格のない人

※2 外国人雇用状況の届出対象となる事業主の方は、出入国管理及び難民認定法第十九条の十七に基づく所属機関による地方入国管理局へ届け出は不要です。詳しくは、お近くの地方入国管理局へお問い合わせ下さい。

届出事項 ※⑦は外国人労働者が資格外活動を行う場合のみ	① 氏名	② 在留資格	③ 在留期間	④ 生年月日
	⑤ 性別	⑥ 国籍・地域	⑦ 資格外活動許可の有無	

1. 在留カードを持っている外国人の場合

在留カードの提示を求め、届出事項を確認し、在留カードの表記どおりに、外国人雇用状況届出書に記入してください。(注)届出書の氏名欄は、ローマ字又は漢字で記載してください。

<在留カード>

(表面)

(裏面)

<外国人雇用状況届出書>

(雇用保険の被保険者ではない場合)

在留期間の欄は、満了日を記入してください

(雇用保険の被保険者となる場合)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

●在留カードを持っていない外国人については、裏面をご覧ください→

2. 在留カードとみなされる「外国人登録証明書」を持っている外国人

2012年7月9日時点での、本人が有する在留資格およびその年齢により、次の期間、「外国人登録証明書」が在留カードとみなされます。

在留資格	年齢	「外国人登録証明書」の有効期間
永住者	16歳以上	2015年7月8日まで
	16歳未満	2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動※	16歳以上	在留期間の満了日または2015年7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満	在留期間の満了日、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の在留資格	16歳以上	在留期間の満了日
	16歳未満	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※ 特定研究活動等により「5年」又は「4年」の在留期間が付与されている人に限ります。

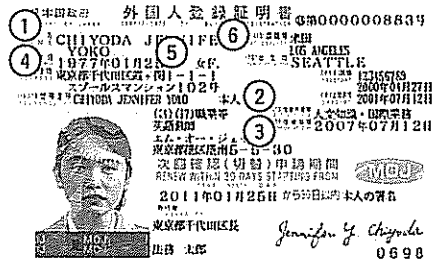
この場合、「外国人登録証明書」によって届出事項の①～⑥を確認してください。届出事項は証明書の表記どおりに記入し、⑦については、次のいずれかで確認してください。

⑦旅券の資格外活動許可証印 ⑧資格外活動許可書 ⑨就労資格証明書

※届出書の氏名欄は、外国人登録証明書の表記どおりに、「ローマ字のみ」又は「漢字のみ（氏名の一部に用いられているひらがな・カタカナを含みます。）」のいずれか一方に記載して下さい。ローマ字と漢字の併用はしないで下さい。

(誤) 千代田 JENNIFER YOKO
 ちよだ じえにふあー ようこ
 (正) CHIYODA JENNIFER YOKO

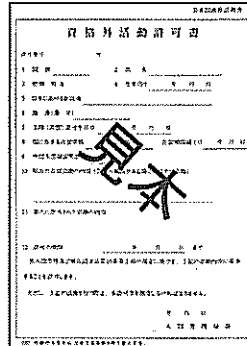
<外国人登録証明書>



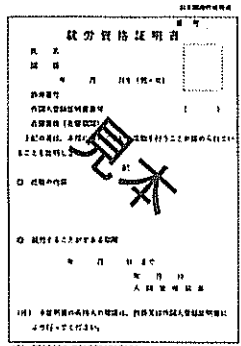
資格外活動許可証印



<資格外活動許可書>



<就労資格証明書>

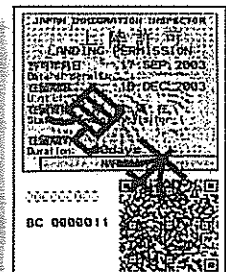


3. 在留カードや2の外国人登録証明書を持っていない外国人

在留カード及び在留カードとみなされる外国人登録証明書のいずれも所持していない外国人（中長期在留者に該当しない人や、入国管理局から在留カードの郵送待ちの人）については、旅券（パスポート）※によって届出事項の①～⑥を確認してください（旅券の表記どおりに記載してください）。⑦については、次のいずれかで確認してください。

⑦旅券の資格外活動許可証印 ⑧資格外活動許可書 ⑨就労資格証明書

※事情により旅券を所持していない一部の外国人については、「在留資格証明書」が交付されている場合がありますので、旅券の代わりに、在留資格証明書で確認してください。



上陸許可証印

↑在留資格・在留期間の確認ができます

外国人雇用状況の届け出については、事業所を管轄するハローワークへお問い合わせください。

公正な採用選考のために

募集・採用選考に当たっては、次の点を基本的な考え方として実施することが大切です。

「人を人として見る」
—人権尊重の精神、すなわち応募者の
基本的な人権を尊重する

さまざまな募集に当たり
広く応募者に門戸を開く

応募者の
適性・能力のみを基準として
採用選考を行う

採用選考時に配慮すべき事項

～就職差別につながるおそれがある14事項～

次の①～⑭の事項について、応募用紙（エントリーシートを含む）に記載させる・面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することや、⑯～⑳を実施することは、就職差別につながるおそれがあります。

本人に責任のない事項の把握

- ① 本籍・出生地に関する事
- ② 家族に関する事（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）
- ③ 住宅状況に関する事（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）
- ④ 生活環境・家庭環境などに関する事

本来自由であるべき事項（思想信条にかかわること）の把握

- ⑤ 宗教に関する事
- ⑥ 支持政党に関する事
- ⑦ 人生観・生活信条などに関する事
- ⑧ 尊敬する人物に関する事
- ⑨ 思想に関する事
- ⑩ 労働組合・学生運動など社会運動に関する事
- ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

採用選考の方法

- ⑫ 身元調査などの実施
- ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）の使用
- ⑭ 合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

（注1）戸籍謄（抄）本や本籍が記載された住民票（写し）を提出させることは、①の事項の把握に該当することになります。

（注2）現住所の略図等を提出させることは、③④などの事項を把握したり、⑫の身元調査につながる可能性があります。

（注3）⑭は、通常、採用選考時において合理的・客観的に必要性が認められない健康診断書を提出させることを意味します。

～派遣元及び派遣先事業主のみなさまへ～

労働者派遣法改正法説明会の開催について

労働者派遣法改正法が10月に施行される予定となっています。県内4会場で説明会を開催いたします。

【鹿嶋会場】	【土浦会場】
開催日 平成24年8月28日(火) 場 所 鹿嶋勤労文化会館 多目的ホール (鹿嶋市宮中325-1) 定 員 700名(無料駐車場320台)	開催日 平成24年8月30日(木) 場 所 土浦市民会館 大ホール (土浦市東真鍋町2-6) 定 員 1,100名(無料駐車場200台)
【ひたちなか会場】	【日立会場】
開催日 平成24年9月4日(火) 場 所 ひたちなか市文化会館 大ホール (ひたちなか市青葉町1-1) 定 員 1,300名(無料駐車場400台)	開催日 平成24年9月6日(木) 場 所 日立シビックセンター 音楽ホール (日立市幸町1-21-1) 定 員 800名(有料駐車場250台)

*開催時間は4会場とも14:00~16:00(受付開始13:00)です。

【参加のお申し込み方法】

茨城労働局職業安定部需給調整事業室へFAXにて申込書を送付していただけます。

申込書は茨城労働局のホームページ(<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)からダウンロードいただくか、県内のハローワークからお取り寄せください。

申込書の送付先: FAX 029-224-6279 (締め切りは8月20日までとなります。)

会場の都合により、参加者は1社につき1名までとさせていただきます。

【お問い合わせ先】 茨城労働局職業安定部 需給調整事業室
水戸市宮町1-8-31 TEL 029-224-6239 FAX 029-224-6279

労働者派遣法の改正の概要

〈事業規制の強化〉

- 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合、雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)
- グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

〈派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善〉

- 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示
- 労働者派遣契約の解除の際の、派遣元及び派遣先における派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用負担等の措置を義務化

〈違法派遣に対する迅速・的確な対処〉

- 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- 処分逃れを防止するための労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

〈その他〉

- 法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記
- 「登録型派遣の在り方」、「製造業務派遣の在り方」、「特定労働者派遣時事業の在り方」を検討事項とする
- 施行期日: 公布の日から6か月以内の政令で定める日(労働契約申込みみなし制度の施行日は、法の施行から3年経過後)

*「登録型派遣・製造業務派遣の原則禁止」の削除、「登録型派遣・製造業務派遣の在り方」を検討事項とする

*原則禁止される日雇派遣の範囲を「2ヶ月以内」から「30日以内」に修正、原則禁止の例外に「雇用機会の確保が特に困難な場合等」を追加

*労働契約申込みみなし制度の施行日を「法の施行から3年経過後」に延期

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実数 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
22年度月平均	11,165	2,589	8,471	12,977	5,299	1,564	27,904	53,284	3,638	12,422
23年度月平均	13,613	3,394	10,089	12,781	5,161	1,665	35,121	50,842	3,834	11,877
23年4月	11,868	3,213	8,481	17,901	7,062	2,790	30,639	55,258	3,981	12,196
5	12,331	2,910	9,294	14,717	5,996	1,827	30,318	56,256	3,878	13,596
6	12,033	3,228	8,631	13,207	5,357	1,596	31,121	56,018	3,950	13,575
7	12,795	3,369	9,331	11,362	4,654	1,433	31,556	52,986	3,745	12,713
8	13,665	3,655	9,895	12,485	5,176	1,497	33,513	51,528	3,627	13,200
9	13,905	3,756	9,988	12,544	5,087	1,467	35,664	50,643	3,977	12,287
10	15,365	4,060	11,167	12,295	4,941	1,715	38,040	50,918	3,911	11,892
11	14,281	3,545	10,618	10,684	4,218	1,438	38,658	48,710	3,809	11,577
12	11,174	2,745	8,340	8,337	3,345	1,107	35,473	44,163	3,343	10,747
24年1月	15,027	3,679	11,249	12,806	5,174	1,659	36,012	44,793	3,031	10,419
2	16,366	3,625	12,587	13,415	5,258	1,739	39,487	47,642	3,773	10,388
3	14,549	2,945	11,481	13,622	5,662	1,712	40,975	51,183	4,983	9,933
24年4月	14,095	3,247	10,726	15,200	5,690	2,716	38,803	52,831	4,701	9,702
5	15,121	3,536	11,428	13,149	5,205	1,816	38,041	52,309	4,310	11,682
6	13,085	3,066	9,906	11,581	4,650	1,419	37,143	50,250	4,046	11,241
7										
8										
9										
10										
11										
12										
25年1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率(季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲19.4	▲17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	40.9	343	5.2
22年度月平均	0.84	0.93	0.52	0.56	18.7	15.0	▲4.0	▲2.1	7.6	5.2	▲27.3	▲23.5	312	5.0
23年度月平均	1.07	1.11	0.69	0.68	21.9	14.1	▲1.5	▲3.8	5.4	2.0	▲4.4	▲4.4	283	4.5
23年4月	0.90	0.97	0.61	0.62	16.5	12.2	3.1	0.9	▲0.5	▲1.2	▲3.9	▲13.0	309	4.7
5	0.98	1.01	0.61	0.62	33.8	17.3	10.8	6.5	14.8	4.3	11.7	▲1.9	293	4.6
6	0.98	1.02	0.63	0.63	20.9	12.6	▲3.5	▲2.2	1.3	1.7	▲2.7	▲2.4	293	4.6
7	1.03	1.07	0.65	0.65	21.5	12.2	▲7.7	▲7.7	▲1.4	▲2.6	▲6.9	▲4.0	292	4.6
8	1.06	1.07	0.68	0.66	26.4	19.4	1.1	2.9	3.4	4.3	▲5.9	▲1.2	276	4.4
9	1.05	1.11	0.68	0.67	17.0	12.5	▲6.6	▲6.9	1.7	0.2	▲7.8	▲4.0	275	4.2
10	1.15	1.12	0.70	0.68	26.7	11.8	▲4.9	▲4.5	▲1.4	0.8	▲4.1	▲2.5	288	4.4
11	1.14	1.16	0.72	0.69	21.2	14.2	▲4.9	▲7.3	4.5	0.2	▲4.5	▲4.4	280	4.5
12	1.11	1.18	0.73	0.71	8.9	14.4	▲10.4	▲8.2	6.5	2.0	▲6.0	▲5.0	275	4.5
24年1月	1.18	1.20	0.75	0.73	20.5	12.4	▲6.0	▲5.4	5.3	4.3	▲4.7	▲4.2	291	4.6
2	1.23	1.27	0.77	0.75	22.7	16.3	0.8	▲7.7	10.3	6.7	▲0.7	▲3.0	289	4.5
3	1.12	1.19	0.77	0.76	27.4	15.2	5.6	▲7.8	21.1	4.7	▲7.0	▲7.4	307	4.5
24年4月	1.21	1.28	0.80	0.79	18.8	14.2	▲15.1	▲13.1	18.1	2.7	▲20.4	▲10.9	315	4.6
5	1.37	1.35	0.83	0.81	22.6	24.5	▲10.7	▲6.9	11.1	8.3	▲14.1	▲6.0	297	4.4
6	1.22	1.32	0.83	0.82	8.7	12.1	▲12.3	▲14.2	2.4	▲2.5	▲17.2	▲15.1	288	4.3
7														
8														
9														
10														
11														
12														
25年1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。なお、9月より一部調査区域を除き全国となっている(3月から8月までは被災3県を除いたものとなっている。) 5. 平成23年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。